

静岡県告示第290号の2

静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第29条第1項の規定により、次のものを静岡県指定有形文化財に指定したので、同条第2項で準用する第4条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

- | | | |
|---|-----|-----------------------|
| 1 | 種別 | 記念物（史跡） |
| | 名称 | 宿蘆寺大澤家墓所 |
| | 員数 | 1 |
| | 所在地 | 浜松市中央区庄内町719の一部（120㎡） |
| | 所有者 | 宗教法人 宿蘆寺 |